

魚津市告示第12号

魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 23 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成 2 年魚津市規則第 6 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共同利用施設 水産業の振興を主たる目的とする市内の漁業協同組合又は市内の営利を目的としない法人（以下「法人」という。）の所有する共同利用施設で、別表 1 に掲げるものをいう。

(2) 災害 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

(3) 激甚災害 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚災害法」という。）第 2 条第 1 項の規定により激甚災害として政令で指定された災害をいう。

(4) 災害復旧事業 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった共同利用施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において、当該共同利用施設の従前の効用を復旧するために必要な施設とすることを含む。）を目的とするもののうち、1 箇所の工事費用が 40 万円以上のものをいう。

(5) 補助対象事業者 災害復旧事業を行う水産業の振興を主たる目的とする市内の漁業協同組合又は市内の法人をいう。

2 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった共同利用施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべ

き必要な施設とすることを目的とするもののうち、1箇所の工事の費用が40万円以上のものについては、この要綱の適用については、前項第4号の災害復旧事業とみなす。

- 3 第1項第3号及び前項の場合において、1の共同利用施設について災害にかかった箇所が150メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事及び1の共同利用施設について災害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は2以上の共同利用施設にわたる工事で当該工事を分離して施工することが当該共同利用施設の効用上困難又は不適当なものは、1箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施工する者が2以上あるものについては、この限りでない。

（補助の対象及び補助率）

第3条 市長は、補助対象事業者が行う共同利用施設の災害復旧事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、当該共同利用施設の使用開始後の経過年数が、法定耐用年数等（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数の1.4倍年をいう。）を既に経過している場合は補助の対象とはならない。

- 2 これに対する補助率は、別表2に定めるとおりとする。

（施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書の提出）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の計画概要書を受理したときは、書類の内容を審査し、当該災害復旧事業の事業費を決定し、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費決定通知書（様式第2号）により、補助対象事業者に通知する。

（施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書の変更協議及び中止報告）

第5条 前条第2項の通知を受けた補助対象事業者が、前条第1項の計画概要書の内容を変更する場合は、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業施設別主体別災害復旧事業計画概要書の変更協議書（様式第3号）により協議するものとする。

- 2 前項の規定による変更協議書の提出は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1） 工種の変更

（2） 施工箇所の変更

（3） 施工箇所ごとの工事費が30パーセントに相当する額を超える増減

- 3 前条第2項の通知を受けた補助対象事業者が、計画概要書の内容を中止し、又は廃止する場合は、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業施設別主体別災害復旧事業計画概要書の中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

により報告するものとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の様式は、様式第5号によるものとし、その提出期限は市長が別に定める日とする。

- 2 申請書を提出するに当たって、補助対象事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合、これを減額して申請しなければならない。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更及び中止の承認の申請）

第8条 規則第5条第1項第1号又は第4号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、速やかに魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による計画変更（中止、廃止）承認申請書の提出は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1） 施工箇所の変更

（2） 施工箇所ごとの工事費が30パーセントに相当する額を超える増減（着手の報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、当該災害復旧事業の工事に着手したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（指令前着手の報告）

第10条 第4条第2項の通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付の決定の通知を受ける以前に当該災害復旧事業の工事に着手する必要があるときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（概算払）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定に基づき本補助金の概算払を受けようと

するときは、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金の概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 規則第10条の規定による事業の遂行状況の報告は、当該補助金の交付の決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況について魚津市水産業水産業共同利用施設災害復旧事業状況報告書（様式第9号）によりその年度の1月20日までに行わなければならない。

2 第4条第2項の通知を受けた補助対象事業者は、当該補助金について12月31日までに交付の決定がない場合は、前項を準用する。

（完了届）

第13条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、当該災害復旧事業の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（指令前工事完了届）

第14条 第4条第2項の通知を受けた補助対象事業者は、補助金の交付の決定の通知を受ける以前に当該災害復旧事業の工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（事業の完了確認検査）

第15条 市長は、第13条又は前条の規定により工事の完了を報告されたときは、速やかに当該災害復旧事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件又は災害復旧事業費決定通知書の内容との適合について、市長が命じた職員に確認検査を行わせることができる。

（実績報告）

第16条 規則第12条の規定による実績報告は、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業実績報告書（様式第10号）により事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（額の確定）

第17条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金額の確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（適用除外）

第18条 この要綱は、次の各号に掲げる災害復旧事業には適用しない。

（1） 経済効果の小さいもの

（2） 維持工事とみるべきもの

（3） 明らかに設計の不備又は工事の施工の粗漏に起因して生じたもの

と認められる災害に係るもの

(4) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(5) 災害復旧事業以外の事業の施工中に生じた災害に係るもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
(会計帳簿等の整理等)

第19条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年1月1日以降に発生した災害に係る補助金から適用する。

(令和6年能登半島地震に関する特例措置)

2 令和6年能登半島地震によって生じた災害復旧事業においては、昭和59年6月21日農林水産省告示第1396号（共同利用施設に係る災害復旧事業（補助）計画概要書等の様式を定める件）による様式に準じて提出された書類を第4条及び第5条に定める書類に代えることが出来る。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表 1 （第 2 条 関係）

共同利用施設	内 訳
農林水産物（その加工品を含む。）倉庫	漁具倉庫、その他の農林水産物及び製品倉庫
農林水産業用生産資材倉庫	飼料倉庫、その他の農林水産業の生産に供する資材倉庫
農林水産物処理加工施設	缶瓶詰製造施設、漬物施設、水産物処理加工施設
共同作業場	共同荷造場、共同荷さばき所、集出荷施設、染網場、干場（漁具、水産物）
産地（水揚地を含む。）市場施設	魚市場
種苗生産施設	農林水産業用育苗施設、種苗採捕施設
養殖施設	真珠、かき、ほたて貝等の養殖施設、養殖蓄養池（ふ化室、養殖管理室、池、堤防、水路、水門、調飼室を含む。）
農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設	
通信施設	共同通信施設、無線放送施設、陸上無線通信施設、陸上無線電話施設、気象信号所
電気供給施設	発電施設、配電施設、充電施設
製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。）	
給水施設	

給油施設 公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下同じ。） 鳥獣侵入防止施設	廃棄物処理施設、排水処理施設 鳥獣の侵入を防止するための柵
---	---

別表 2（第 3 条関係）

区分		補助率	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		10分の 2 以内	
激甚災害	告示地域 （被害激甚市町村）	10分の 4 以内	10分の 9 以内
	その他の地域	10分の 3 以内	10分の 5 以内
令和 6 年能登半島地震		10分の 3.5 以内	10分の 7 以内

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業施設別事業主体別災害
復旧事業計画概要書

下記のとおり水産業共同利用施設災害復旧事業を実施したいので、別紙の
とおり計画概要書を提出します。

記

1 災害の種類： 年 月 日発生 災害

2 施設の名称：

施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書

1 災害を受ける直前における施設の概要

(イ) 位置

(ロ) 種類

(ハ) 構造

(ニ) 能力

(ホ) 建設又は取得の年月日（中古施設の取得の場合は、取得以前の経過年数を併せて記入すること。）

(ヘ) 台帳価額及び現在評価額（評価認定機関名を併せて記入すること。）

(ト) 最近 1 箇年の利用対象別利用量（簡明に表示する指標をとること。）

総利用量

水産業者の利用量

非水産業者の利用量

(チ) 最近 1 箇年の利用者数 名（ 地区総組合数 名）

2 災害の種類及び災害発生年月日

3 被害状況

区分	被害の状況	被害額	残存物件の価格
		円	円

4 復旧計画

(イ) 新設、補修等の別（移設の場合には、その理由を併せて記入すること。）

(ロ) 工事の着手及び完了の予定時期

(ハ) 工事の年度割予定

(ニ) 工事の内容

区分	構造	員数	単価	復旧額	新設・補修等の別	再取得費
			円	円		円

※復旧額及び再取得費について積算根拠に業者見積を使用する場合、その積算根拠を明確にするため、原則それぞれ3者からの見積書を添付すること。見積書を3者から徴集出来ない場合は、任意の様式による理由書を添付すること。

5 復旧事業の経済効果

備考

- 1 事業主体のうち農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の2第2号に掲げる者（以下「法人」という。）にあっては、1の（ト）及び（チ）については、組合員による利用状況を内書きするとともに、（チ）については、併せて組合員総数を記入すること。
- 2 3の表の「被害状況」の欄には、例えば、「かわらぶき木造平屋（80平方メートル）全壊、コンクリートへい15メートル倒壊」のように記入すること。
- 3 3の表の「残存物件の価額」の欄には、復旧資材として利用できるものについて、時価で評価した額を記入すること。
- 4 4の（ニ）の表「構造」の欄には、たい積土砂排除についてはその排除方法を記入すること。
- 5 4の（ニ）の表「員数」の欄には、建物については棟数並びに建築面積及び延べ面積、機械器具については種類別台数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量（立方メートル）を記入すること。
- 6 4の（ニ）について超過工事のある場合には、原形復旧工事の部分と超過工事の部分とを区分すること。
- 7 4の（ニ）の表の「再取得費」の欄には、当該施設を新設するとした場合の見積額を記入すること。
- 8 次に掲げる書類を添付すること。
 - （イ） 被災施設について、その全部及び被災箇所を明らかにした図面並びに被災状況を明らかにした写真
 - （ロ） 復旧工事の設計書（一位代価表、単価表を含む。）、仕様書及び図面
 - （ハ） 法人の概要（法人名、設立年月日、代表者氏名及び社員数を明らかにした書類、定款、社員名簿（社員のうち個人であって現に水産業を営む者についてはその旨を付記すること。）並びに前年度の事業報告書及び収支決算書

様式第 2 号（第 4 条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

年度魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費決定通知書

年 月 日付けで提出のあった魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書に基づき、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により、災害復旧事業費が 円に決定されたので通知します。

年 月 日

魚津市長



年度魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費（決定）内訳表

事業実施主体	施設名	所在地	決定				摘要
			工種	数量	総事業費	内転属及び 内未成	

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業施設別主体別災害復旧
事業計画概要書の変更協議書

年 月 日付け魚津市指令 第 号をもって災害復旧事業費決定の
通知があった、水産業共同利用施設災害復旧事業施設別主体別災害復旧事業
計画概要書について変更したいので、下記の書面を添えて協議します。

記

補足

記の記載要領は、変更理由書を添付のうえ、様式第 1 号の記の様式に準ず
るものとする。この場合において、変更前と変更後の計画の内容を容易に比
較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記
載すること。ただし、該当変更の対象外となる事項については省略する。

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業施設別主体別災害復旧
事業計画概要書の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号をもって災害復旧事業費決定の
通知があった、水産業共同利用施設災害復旧事業施設別主体別災害復旧事業
計画概要書について事業を中止（廃止）したいので、下記のとおり報告しま
す。

記

所在地	事業主体 名	施設名	復旧額	補助金	事業主体 負担金	中止（廃止 の理由）
			円	円	円	

備考

- 1 復旧額は、事業費の決定通知の額とする。
- 2 補助率は市に確認するものとする。

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付
申請書

年度において、下記のとおり水産業共同利用施設災害復旧事業を実施
したいので、魚津市補助金等交付規則第 3 条の規定により、補助金 円を
交付されたく申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 災害の種類 年 月発生 災害
- 3 施設の名称

4 事業の内容

事業実施主体	施設名	事業量	工期		総事業費 (A + B)	補助事業に要する（要した）経費 (A)	その他 (B)	備考
			着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日				
					円	円	円	
合計								

5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 事務担当者

所 属

氏 名

連絡先

7 添付書類

- ・収支予算書（別紙）
- ・施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書（ 年 月 日付け提出）

(別紙)

年度水産業共同利用施設災害復旧事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減（△）	摘要
補助金				
その他				
合計				

2 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減（△）	摘要
事業費				
合計				

様式第 6 号（第 7 条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

年度魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付
（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市水産業共同利用施設災害復
旧事業費補助金について、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付の可否

交付します。

交付しません。

（交付しない理由）

2 交付決定額 金 円

様式第 7 号（第 8 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号をもって交付決定通知のあった、水産業共同利用施設災害復旧事業について、事業計画を変更（中止、廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

備考

記の記載要領は、変更（中止、廃止）理由書を添付のうえ、様式第 4 号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、該当変更の対象外となる事項については省略する。

また、交付申請時の添付書類については、変更があった場合についてのみ添付すること。

様式第 8 号（第 11 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金の概
算払請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号をもって交付決定通知のあ
った、水産業共同利用施設災害復旧事業について、下記のとおり金
円を概算払によって交付されたく請求します。

記

（別紙様式を添付すること）

(別紙) 概算払請求書

(金額単位：円)

[illegible]

様式第 9 号（第12条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業状況報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号をもって交付決定通知のあった、
水産業共同利用施設災害復旧事業について、進捗状況を報告します。

記

1 収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額	収入済額	収入未済額	摘要
補助金				
その他				
合計				

2 支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額	支出済額	支出未済額	摘要
事業費				
合計				

備考

- 収入済額と支出済額との差額がある時は、その支出予定時期を支出の部の「摘要」の欄に記入すること。
- 次の様式による付表を添付すること。

付表

事業実施 主体	施設名	実施計画 事業費 (A)	出来高 事業費 (B)	B / A	支出額		摘要
					補助金	その他	
	施設	円	円	パーセ ント	円	円	
計							

備考

「実施計画事業費」の欄には工事契約額（税抜）、「出来高事業費」の欄には工事の出来高を金額に換算した額を記載する。

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

年度魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号をもって交付決定通知のあった、水産業共同利用施設災害復旧事業について、下記のとおり実施したので、魚津市補助金等交付規則第11条の規定により、その実績を報告します。

なお、併せて補助金の精算額（未受領額） 円の交付を請求します。

記

備考

記の記載要領は、様式第5号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、添付書類のうち「収支予算書」は「収支決算書」、「施設別事業主体別災害復旧事業計画概要書」は「施設別事業主体別災害復旧事業成績書」とし、別紙1及び2を使用すること。

また、工事請負契約書等の写し、工事完成写真帳を添付すること。

(別紙 1)

年度水産業共同利用施設災害復旧事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	精算額	予算額	比較増減 (△)	摘要
補助金				
その他				
合計				

2 支出の部

(単位：円)

区分	精算額	予算額	比較増減 (△)	摘要
事業費				
合計				

(別紙 2)

施設別事業主体別災害復旧事業成績書

所在地

団体名

代表者氏名

- 1 事業目的
- 2 工事箇所
- 3 工事の直営、請負の別
- 4 工事年度割
- 5 復旧額

区分	構造	員数	単価	復旧額	補助金	事業実施主体負担金
			円	円	円	円
合計						

- 6 事業実施主体の事業費の負担方法（融資を受けた場合は、融資主体別の融資の金額及び条件を併せて記入すること。）
- 7 復旧事業の経済効果

備考

- 1 5の表の「構造」の欄には、たい積土砂排除についてはその排除方法を記入すること。
- 2 5の表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建築面積及び延べ面積、機械器具については種類別台数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量（立方メートル）を記入すること。

様式第11号（第17条関係）
魚津市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金額の
確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金について、魚津市水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長



- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の額の確定額 金 円